

## BMW Motorrad ミラー/レバーリペア補償サービス約款

このサービスは、BMW MOTORRAD オイル・インクルーシブ Plus / サービス・インクルーシブ Plus / サービス・インクルーシブ e-Plus 保証書（以下「保証書」といいます。）に記載されたお客さまに対して、「保証書」に記載された車台番号の二輪自動車（以下「対象自動車」といいます。）について、以下の条項に基づき一定のサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供することをお約束するものです。

### 第1条【本サービスの提供条件】

ビー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス株式会社（以下「弊社」といいます）は、「BMW MOTORRAD CARE」をご契約された対象自動車に対して、本サービスを提供いたします。なお、上記対象自動車が新車時の購入者から他者に譲渡・販売された場合、本サービスは終了いたします。

また、レンタカー／事業用自動車（配送用車両）／特種用途自動車（教習車）等については本サービスの対象外となります。

### 第2条【本サービスの内容】

1.第5条に定める本サービスの対象期間中に、日本国内において対象自動車が下表に基づいて対象自動車が損害（以下「損害」といいます）を被り、BMW Motorrad 正規ディーラーに入庫された場合、その修理（交換を含む）を本サービスとして提供します。

なお、本サービス提供に伴う引取、納車費用は含まれません。

サービス名	サービス内容
1) ミラーリペア補償	<p>■ミラーの損害</p> <p>他物との接触やいたずら、走行中の飛び石等の偶然な事故により対象自動車のミラーに生じた損害に対し、BMW Motorrad 正規ディーラーに入庫された場合の対象自動車の修理（交換含む）を本サービスとして提供いたします。なお、本修理に伴う引取、納車費用は含まれません。「ミラー」とは以下の部分のことを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○サイドミラー</li><li>○ハンドルバーエンドミラー</li></ul> <p>なお、上記2項目に該当しない部分は、本サービスの対象となりません。</p>
2) レバーリペア補償	<p>■レバーの損害</p> <p>他物との接触やいたずら、走行中の飛び石等の偶然な事故によ</p>

	<p>り対象自動車のレバーに生じた損害に対し、BMW Motorrad 正規ディーラーに入庫された場合の対象自動車の修理（交換含む）を本サービスとして提供いたします。なお、本修理に伴う引取、納車費用は含まれません。「レバー」とは以下の部分のことを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ブレーキレバー</li> <li>○クラッチレバー</li> <li>○ハンドルバーエンドウエイト</li> </ul> <p>なお、上記3項目に該当しない部分は、本サービスの対象となりません。</p>
--	--

※本サービスの対象外となる部分の例) ハンドガード、ハンドルバー 等

2. 本サービスの提供は、部品の交換あるいは補修にて実施し、金銭での支払いはいたしません。
3. 自動車保険の保険金（お客さまの自動車保険の車両保険金、第三者の自動車保険の対物賠償保険金）を修理・交換代金に充当した場合、本サービスは対象外となります。ただし、自動車保険の免責金額に充当させることは可能です。

### 第3条【他サービスとの重複利用】

本サービスは、同一の自動車事故において、弊社が提供している他サービスと重複して利用することはできません。

### 第4条【本サービスの限度額・お客さま負担額】

1. 本サービスは、下表に掲げる補償限度額（5万円）を上限にサービスを実施します。（本条に記載の金額は全て税込金額とします。）

補償対象	サービス限度額	補償限度額	お客さま負担額
ミラー/レバーリペア補償	50,000円	50,000円	0円

### 第5条【サービス対象期間】

1. 本サービスの対象期間は、BMW Motorrad 正規ディーラーにより新車として販売された対象自動車の初度登録日午前0時から、1年後応当日の前日午後12時までとします。
2. 前項にかかわらず、次のいずれかの場合には、サービス対象期間内であっても本サービスは失効します。
  - (1) 本サービスにより、第2条に定める対象となるミラー/レバーの交換・修理が行なわれた場合
  - (2) お客様が対象自動車の使用者でなくなった場合（譲渡等）
  - (3) 対象自動車が日本国外に持ち出された場合

#### 第6条【本サービスの提供回数】

本サービスの提供は、第2条記載の事故について、サービス対象期間中1回に限るものとします。

#### 第7条【本サービスの提供場所】

本サービスの提供を受ける場合には、お客さまがBMW Motorrad正規ディーラーへ対象自動車をお持ちいただき「保証書」、「車検証」をご提示のうえ、お申し付けください。

BMW Motorrad正規ディーラー以外に対象自動車をお持ちいただいた場合、本サービスはご利用いただけません。

#### 第8条【免責条項（本サービスを提供できない場合）】

次の場合は、サービス対象期間中の事故であっても本サービスはご利用いただけません。

- (1) BMW Motorrad 正規ディーラー以外に交換・修理を依頼された場合
- (2) 「保証書」の提出がない場合、「保証書」に所定事項の記載がない場合または記載事項が故意に変更された場合
- (3) 対象自動車を第三者へ譲渡または贈呈された場合
- (4) 事故の日から30日以内に、BMW Motorrad 正規ディーラーへ事故通知または、交換・修理のために入庫がなされなかった場合
- (5) 直接、間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた対象ミラー/レバーの損傷
  - ① 対象自動車を使用した者の故意の事故、もしくは重大な過失
  - ② 対象自動車の運転者が法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常に運転できないおそれがある状態で対象自動車を運転した場合
  - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
  - ⑥ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - ⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑧ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
  - ⑨ 詐欺または横領

- ⑩対象自動車の不適切な保管、仕様の限度を超える過酷な使用（レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等）
- ⑪対象ミラー/レバーに存在する欠陥、摩滅、腐食、その他自然の消耗
- ⑫故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない対象自動車の電氣的または機械的損害）

#### 第9条【適用地域】

本サービスは日本国内においてのみ有効です。

#### 第10条【サービス約款の改定】

弊社は本サービス約款をいつでも予告なく変更することができるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容・提供条件を含めすべて変更後のサービス約款が適用されるものとします。

#### 第11条【サービス提供の中止】

弊社は3ヶ月の予告期間をもってお客さまに通知の上、サービスの提供を中止、終了することができます。

#### 第12条【個人情報の取扱いおよび第三者提供】

1. 本サービスに関して弊社が収集したお客さまの個人情報(以下「個人情報」といいます。)は、本サービスの履行及び運営・管理の目的のため、また、弊社の「ローン事業」「リース事業」「カード事業」「保険事業」その他の弊社の定款に記載されている事業における以下の目的のために利用することがあります。

- (1)新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- (2)市場調査、商品開発
- (3)宣伝物・印刷物の送付、営業案内

なお、弊社の具体的な事業内容については、弊社のホームページに掲載しております。

2. 弊社は、提携損害保険代理店、提携損害保険会社に対し、同社が本サービスにかかる業務の運営・管理を行うことを目的として、また、ビー・エム・ダブリュー株式会社に対し、同社がアフターサービスを行うことを目的として、本サービスに関する個人情報を提供させていただきます。

弊社の個人情報の取扱いに関しては弊社のプライバシーステートメントをご参照ください。

([http://www.bmw-motorrad.jp/jp/ja/financial/privacy\\_policy/20180104/index.html](http://www.bmw-motorrad.jp/jp/ja/financial/privacy_policy/20180104/index.html))

#### 第13条【合意管轄裁判所】

本サービスに関して、弊社とお客さまとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所

を第一審の専属合意管轄裁判所とします。